## (7) 国営造成施設等の維持管理

## 国営事業対策室(一覧に戻る)

水利施設管理強化事業									
県 営 団 体 営									
国営事業で造成した農業水利施設等が有する多面的機能を適正に発揮するため、施設の役割に応じて施設管理者(土地改良区)に対して、施設の管理費用(一定割合)、整備補修費用等を支援(補助)する									
1. 一般型 (1)支援対象の施設 ・土地改良区が管理する施設のうち次の施設 ① 国営事業で造成した施設 ② 代行事業、国営関連事業で県が造成した施設									
(2)支援(市町から土地改良区へ補助)の内容 ① 対象施設に係る「管理費用」*に対する支援 ※「管理費用」 操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費、電力料									
(a)治水協定を締結した施設等 支援額(補助対象事業費)=「管理費用」×0.75/1.75(≒0.429) (対象施設) ・治水協定ダム ・市町の地域防災計画に位置付けられた施設(土地改良区の役割と施設名等) ・県の水防計画に位置付けられた施設 ・市町と土地改良区が締結した地域の防災・減災のための協定に位置づけられた施設									
(b)(a)以外の施設 支援額(補助対象事業費)=「管理費用」× 0.6/1.6(=0.375)									
② 対象施設の「整備補修」費用に対する支援									
2. 連携管理保全型 (1)支援対象の施設 ・土地改良区が管理する施設のうち次の施設 ①国営事業で造成した施設 ②代行事業、国営関連事業で県が造成した施設 (2)支援(市町から土地改良区へ補助)の内容 ①対象施設に係る「管理費用」に対する支援 ②対象施設の「整備補修」費用に対する支援 3. 特別型 (1)支援対象の施設 ・流域治水プロジェクト水系で治水対策を実施する農業水利施設(一般型、連携管理保全型の対象施設を除									
・洪水調整等に係る治水協定を締結した農業用ダム(一般型、連携管理保全型の対象施設を除く)									
・ 湯水・高温対策計画を策定して実施する農業水利施設(一般型、連携管理保全型の対象施設を除く)									
・特定外来生物対策計画を策定して実施する農業水利施設(一般型、連携管理保全型の対象施設を除く)									
・特定外未生物対象計画を果定して実施する農業水利施設(一般空、建携管理保生空の対象施設を除く) (2)支援(市町から土地改良区へ補助)の内容 ① 基礎的取組 ・流域治水の推進のための管理体制の構築等のための取組への支援 ・渇水・高温対策のための管理体制の構築のための取組への支援 ・特定外来生物対策のための管理体制の構築のための取組への支援 ② 追加的取組 ・事前放流等の利水を目的とした通常の管理の範疇を超える取組への支援 ・渇水・高温対策(渇水対策のための BCP の策定、井戸の設置、応急ポンプの設置・運転等、高温対策のための深水、昼間湛水・夜間落水、飽水等の水管理等)のための用水対策への支援 ・特定外来生物対策(資機材の調達、設置、運転、特定外来生物の駆除・運搬等)への支援									

実施要編	綱	水利施設管理強化事業実施要綱										
実施要領	領	水利施設管理強化事業実施要領										
交付要約	網	土地改良事業関係補助金交付要綱										
補 助 🗵	率	区 分	玉	県	その他	区 分	国	県	その他			
		一般型	50	未定	未定	一般型	50	25	25			
		連携管理保全型 ①施設の維持管理費 ②施設の整備補修費	①25 ②50	未定	未定	連携管理保全型 ①施設の維持管理費 ②施設の整備補修費	①25 ②50	未定	未定			
		特別型 (渇水・高温対策)	50	25	25	特別型 (渇水・高温対策)	50	25	25			
適	Ħ	(参考) •特別型(流域治水対策	5、特定外:	来生物対策	策)の補助	率は、 国 50%	他は未定。					

補助事業名	基幹水利施設管理事業(一般型)											
事業主体	県		営			<u></u>	体	営				
事業内容	国から管理委託された基幹水利施設又は当該施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設の管理											
	(ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路等)											
採択要件	<ol> <li>国により管理委託されたものであること</li> <li>1施設当たりの受益面積が概ね 1,000ha(地盤沈下地帯*にあっては 500ha)以上 但し、畑を受益とするものにあっては 300ha(地盤沈下地帯*にあっては 100ha)以上</li> <li>非農用地率が概ね 10%以上</li> </ol>											
	4. それぞれの施設規模等は以下による (1) ダム											
	設計洪水量が概ね 300 ㎡/s 以上又は貯水量が概ね 250 万㎡以上 (2) 頭首工 以下の要件を全て満たすもの ・設計洪水量が概ね 300 ㎡/s 以上 ・ゲートを1門以上有する。 ・最大取水量が概ね 1.0 ㎡/s 以上 (3) 用水機場 最大取水量が概ね 1.0 ㎡/s 以上 (4) 排水機場 排水機の総口径が概ね 3,000mm 以上 (5) 排水樋門 計画通水量が概ね 15 ㎡/s 以上 (6) 幹線用水路 計画通水量が概ね 5 ㎡/s 以上であって、基幹水利施設と一元管理を行うもの (7) 幹線排水路 計画排水量が概ね 15 ㎡/s 以上であって、基幹水利施設と一元管理を行うもの 5. 基幹水利施設管理強化計画が策定されていること ※「地盤沈下地帯」とは、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等(地盤沈下防止等対策要綱及											
実施要綱	基幹水利施設管	理事業実施	要綱									
実施要領	基幹水利施設管											
交付要綱	土地改良関係施								<b>4</b> = 10			
補助率	区分	国	県	その他	区	分	国	県	その他			
	内 地	30(1/3)	30(1/3)	40(1/3)	内	地	30	30	40			
	( )内の率は	、流域治水プ	ロジェクト等に位	位置づけられて	た施設に	適用						
適用												